

## 『2/15 事前リクルートガイドライン説明会』アンケートでの質問への回答

Q. 個人の機縁リクルータは「B」扱いと考えているが、高齢化し、相談する案件も時勢柄ほとんどなくなり、疎遠になっている状況でも、今後リクルートの相談・依頼をする可能性が十分あるので、その場合に、新たに注意喚起したり、契約書を締結する必要があるのでしょうか？ 社内の品質管理部門とも検討する必要があると考えます。

A. 今後、機縁リクルータさんを活用する可能性がないのであれば、「B」の（一般にモニター組織を保有する）リクルート事業者さんへの依頼方法や注意事項を社内に徹底していただければよいと思います。

ただし、活用可能性がゼロではない場合、ニーズが発生してから対応しようとしても間に合わないケースもあるはずなので、今回ご提示した「ひな型」を元に、契約書類や対象者への通知同意文書の準備をしておかれることをお勧めします。より多くの会員社さんがそうした対応を進められることで、より多くの機縁リクルータさんに今回の趣旨徹底が図れると思いますので、ご協力をお願いいたします。

Q. 調査会社は機縁リクルーターとガイドラインに沿った契約をするべしというのが今回の眼目かと思っていたが、その話が出なかった気がする。ガイドラインの内容をもう少し解説付きで聞きたかった。事例がいくつか挙がっていたが、クライアントをモヤモヤさせたままのものなどそのままよいのだろうか。

A. 時間の都合上、大前提となる「A」と「B」の違いを中心にご説明させていただきましたが、スライド画面でもお示した通り、事前リクルートガイドラインそれ自体は、「ひな型」を元に契約関係や対象者への通知同意文書を整理してくださいというご案内です。新型コロナウイルス対策を優先させ、当分の間「即時適用は見合わせる」けれども、努力目標として対応を呼びかける内容になっています。

ガイドラインの各条項についてさらに不明点などありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

また、「モヤモヤ」したままの事項は、「リクルート事業者さんへの注意喚起、契約徹底」以上の実効性のある対策が難しいと考えられているのが現状です。よいアイデアなどありましたら、ぜひお寄せいただきたいと思います。

Q. (1) 機縁リクルートの事業者様は電話で話すことが多いと思いますが、 明確なログを何らかの形で残す必要はありませんでしょうか。（機縁リクルート事業者からメールを別途送付する等）

(2) すべてパターンBで実施されている事業者様に委託する際は、 都度同意を取得するのではなく、最初に名簿に掲載する際にその旨お伝えしていればよい、 という認識で大丈夫でしょうか。

A. (1) 機縁リクルータさん側の IT リテラシーの実情や、会員社さんとの関係性などが千差万別と予想されるため、今回のガイドラインではそこまでは求めておりません。ただし、工数面や費用面で合理的な範囲内で、機縁リクルーターさんにも了承を得てログを残していただくこと自体は望ましいことと考え

ます。

(2) 通常、「B」のモニター事業者さんは「(いろいろな) 調査会社から依頼があった場合に (いろいろな) 調査にご協力いただくこと」を利用目的として募集を行い、第三者提供の同意を含む諸条件を明示・納得いただいた上でモニター契約を結んでいるはずで、このようなモニター事業者さんのモニター名簿の提供を受ける場合には、都度第三者提供の同意を取得していただく必要はありません。

Q. 「A」と「B」の違いが十分には理解できませんでした (恐らく弊社が現在ほとんど、名前を出しつつの「B」のため)、「A」は個人リクルータの人づてでのリクルートのイメージでしょうか。

「B」の場合は、調査会社は第三者提供を受ける側となりますが、その立場で提供された個人情報に関する注意点などもあれば教えていただきたかったです。

A. 「A」は、「調査会社名」で対象者の募集を機縁リクルータさんに依頼し、その名簿は調査会社名で保有・管理して、機縁リクルータさんの二次利用・再利用を基本的に禁止するものです。

これに対して、「B」は、機縁リクルータさんが自己の責任において対象者名簿を作成し、調査会社に対象者情報を第三者提供するものです。

調査会社名を出しつつ「B」パターンとする場合には、機縁リクルータさんが当該調査終了後も対象者の個人情報を管理すること、及び、調査会社は機縁リクルータさんに対する管理監督責任を負うものではないことを、対象者に明確にご説明いただくべきです。

「B」では、調査会社が機縁リクルータの保有する対象者の個人情報について管理責任を負うことはありません。但し、機縁リクルータさんとの契約内容次第ですが、一般的には、提供された対象者名簿を (改めて同意を得ない限り) 再利用することはできませんし、調査終了後には所定のルールに従って廃棄することなどが必要となるはずで、